

東京2020 オリンピック・パラリンピック フラッグツアー

Tokyo 2020 Olympic Flag and Paralympic Flag Tour

東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーは、オリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグが全国を巡回するイベントです。



Photo by Tokyo 2020 / Shugo TAKEMI



Photo by Tokyo 2020 / Shugo TAKEMI



Photo by 東京都/Tokyo2020

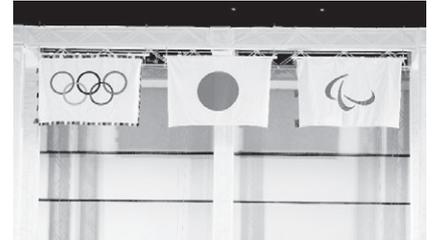


Photo by 東京都/Tokyo2020

オリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグが、ついに飛島村にやってきます！

フラッグ展示

日時 11月24日（土）午後1時30分～9時30分

場所 飛島村中央公民館 1階ロビー

内容 フラッグ展示 東京2020大会関連パネル展示等

主催：東京都／東京2020組織委員会／JOC／JPC

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の 対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書

の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。）また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

●問合せ先

中村年金事務所
☎ 052145317200

11月30日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なバターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、中村年金事務所（☎052145317200）にお問合せください。

